単　位　事　務　名	
# 物品出納簿の登記	
根拠及び参考法令	鹿児島県会計規則　【第１２５条】 会計規則施行指針　【第７４】
項目	処理方法
物品の登記	１　会計管理者及び出納員等は，物品の出納の都度，物品出納簿（重要物品にあっては，重要物品原票（第１００号様式），普通物品のうち備品にあっては，備品原票（第１０１号様式））に登記しなければならない。 ２　前項の規定にかかわらず，次に掲げる物品にあっては，登記を省略することができる。この場合においては，支出命令票，支出負担行為・支出命令票，物品組替調書，生産物処理票，用品検査調書（物品出納命令用）又は物品出納命令簿に「登記省略」と表示しなければならない。 （１）贈与又は支給の目的で購入し，直ちに払い出すもの （２）消耗品及び原材料。ただし，次に掲げるものを除く。 ア　収納原符等領収書となる印刷物，郵券証紙類，商品券類及び油脂類（原材料を除く。） イ　医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律145号）に規定する毒薬及び劇薬並びに毒物及び劇物取締法に規定する毒物，劇物及び特定毒物 （３）生産物のうち接待用飲食品，賄い品及び自給飼料として直ちに消費するもの （４）その他会計管理者が特に登記を省略することが適当であると認めたもの 【会計規則第１２５条】 ３　物品出納簿の登記 （１）油脂類とは，ガソリン，軽油，混合油，灯油，重油，エンジン油，ＬＰガス（オートガスに限る）及び船舶燃料をいう。 （２）毒薬等を物品出納簿へ登記するときの単位は，原則としてｃｃ，ｇ等を用いること。 なお，毒薬等は，医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律及び毒物及び劇物取締法において，容器又は被包に次のとおり表示することとされている。 ア　毒薬　黒地に白枠白字で品名及び「毒」 イ　劇薬　白地に赤枠赤字で品名及び「劇」

項　　目	処　　理　　方　　法
	ウ　毒物　「医薬用外」の文字及び赤地に白色で「毒物」 エ　劇物　「医薬用外」の文字及び白地に赤色で「劇物」 （３）第２項第４号の会計管理者が特に登記を省略することが適当と認めたものは，次のとおりとする。 ア　鹿児島県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令に定める拾得物品出納簿に登記されたもの イ　違法駐車車両に対する措置要領に定める移動措置保管車両等管理簿に登記されたもの ウ　交通事故に係る損壊物等及び転落積載物等に対する措置要領に定める損壊・転落物等保管管理簿に登記されたもの エ　栽培（工作）記録簿等により受払が明確になされたもの オ　法令又は条例等で保管の記録が義務づけられたもの（火薬類等） カ　閲覧や貸出しを目的とする図書及び図書以外の資料で図書台帳等に記録されたもの 　なお，図書台帳等とは，書（品）名，受入れ年月日及び受入れ金額がわかるものであること キ　第１２０条第５項に定めた物品短期貸付簿により貸付が明確になされたもの　【施行指針第７４】